文例１　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　文例２



文例３

【発効日】令和６年１０月１日

奈良県最低賃金はすべての労働者に適用されます。

奈良労働局賃金室　０７４２－３２－０２０６

**奈良県最低賃金　　　時間額　９８６円**

生産性の向上に「業務改善助成金」の活用をご検討ください

業務改善助成金コールセンター ０１２０－３６６－４４０



**確認しよう、最低賃金！**

文例４

奈良県の最低賃金

|  |
| --- |
| 都道府県（地域別）最低賃金 |
| 奈良県最低賃金 | 時間額 **９８６円**（令和６年１０月１日発効） |
| 特定（産業別）最低賃金 |
| 奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 | 時間額 **９８６円**（令和６年１０月１日から　奈良県最低賃金を適用） |
| 奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金 |
| 奈良県自動車小売業最低賃金 |
| 奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金 | 日額６,５２７円（平成元年１月２５日発効）時間額 **９８６円**(奈良県最低賃金を適用) |

生産性の向上に「業務改善助成金」の活用をご検討ください。業務改善助成金コールセンター ０１２０－３６６－４４０

・奈良県最低賃金は、正社員のみでなく、パート・アルバイト・派遣労働者等すべての労働者に適用されます。

ただし、奈良県最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、金額の高いほうの最低賃金が適用されます。

・最低賃金には精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働・深夜労働の割増賃金、賞与、臨時の賃金は算入されません。

・月給制の場合は、月給を1か月平均の所定労働時間で除して金額を比較してください。

奈良労働局賃金室　０７４２－３２－０２０６

|  |
| --- |
|  |

文例５　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　文例６

**（令和６年10月１日発効）**

奈良県最低賃金は正社員のみでなく、パート・アルバイト・

派遣労働者等すべての労働者に適用されます。

奈良労働局賃金室　０７４２・３２・０２０６



|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金（平成元年1月25日 発効） | 奈良県自動車小売業最低賃金 | 奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金 | 奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 | 特定最低賃金 | 奈良県最低賃金（令和６年10月１日 発効） | 地域別最低賃金奈良県の最低賃金 |
| 日額 ６５２７円時間額 **９８６円**(令和６ 年 10月１日から奈良県最低賃金を適用) | 時間額 **９８６円**(令和 ６ 年 10月１日から奈良県最低賃金を適用) | 　時間額 **９８６円** |

文例７

　　　　　　

**・**奈良県最低賃金は、奈良県内で働くすべての人に適用されます。ただし、奈良県

最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、金額の高いほうの最低賃金が適用されます。

**・**最低賃金には精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働・深夜労働の割増賃金、賞与、臨時の賃金は算入されません。

**・**月給制の場合は、月給を１か月平均の所定労働時間で除して金額を比較してください。

奈良労働局・労働基準監督署

確認しよう、最低賃金！